

いじめ問題対策連絡協議会 議事要旨

1 日時

平成 29 年 8 月 2 日（水）午後 3 時 15 分～午後 4 時 15 分

2 場所

市立保健福祉センター 5 階 会議室 1・2

3 出席者

(1) 委員（17 名中 13 名出席・1 名代理出席）

- ア 杉本 こども部 部長 会長
 - イ 辻 こども部 次長 兼 こどもを守る課 課長 副会長
 - ウ 福田 大阪府中央子ども家庭センター 相談対応課 課長補佐
 - エ 中坊 大阪法務局人権擁護部 第二課 第一係長（代理出席）
 - オ 松本 大阪府寝屋川警察署 生活安全課 少年係 係長
 - カ 西田 市立第五小学校 校長
 - キ 大森 市立第六中学校 校長
 - ク 笠谷 寝屋川市民生委員児童委員協議会 副会長
 - ケ 羽根田 寝屋川地区人権擁護委員会 会長
 - コ 松本 大阪府寝屋川保健所 所長
 - サ 五月女 寝屋川市社会福祉協議会 総務課長
 - シ 山口 学校教育部教育指導課 課長
 - ス 遠藤 教育研修センター 所長
 - セ 赤堀 社会教育部青少年課 課長
- ※ 欠席委員

- (ア) 青山 寝屋川市医師会 副会長
- (イ) 澤井 人・ふれあい部人権文化課 課長
- (ウ) 塚本 福祉部障害福祉課 課長

(2) 事務局・関係職員

- ア 稲留 こどもを守る課 課長
- イ 津田 こどもを守る課 係長
- ウ 平野 教育指導課 係長

エ 浅野 こどもを守る課 副係長

オ 水谷 こどもを守る課

4 会議内容

(1) 会議の公開・非公開について

杉本会長より、本会議においては不開示情報を会議の資料又は議題とすることを予定していないため、原則として本会議を公開としてよいか提案があった。

この提案について、委員からの異議がなかったため、原則、公開とすることが決定された。

(2) 新任委員の紹介について

事務局（浅野）より、大原武史氏が平成 29 年 3 月 31 日付けで寝屋川市立中学校校長会長を交代されたことに伴い、本会議の委員を退任されたことから、寝屋川市立中学校校長会長の大森友清氏が、その後任委員として新たに就任された旨の説明がなされた。

併せて、笠谷正博氏が平成 29 年 4 月 14 日付けで寝屋川地区人権擁護委員会会長を交代されたことに伴い、本会議の委員を退任されたことから、寝屋川地区人権擁護委員会会長の羽根田康弘氏が、その後任委員として新たに就任された旨の説明がなされた。

次に、同二名の任期は、寝屋川市いじめ問題対策連絡協議会設置要綱第 4 条第 1 項の規定に基づき、前任者の残任期間である平成 30 年 10 月 17 日までとの説明がなされた。

以上の説明の後、大森委員、羽根田委員より委員就任の挨拶が行われた。

(3) いじめ防止対策等の取組

事務局（浅野）より、資料 3 に基づき、いじめの認知件数等についての説明がなされた。

次に、資料 4 に基づき、平成 29 年度における本市及び関係機関・団体のいじめ防止等の取組について、委員からそれぞれの所属の取組内容を一言ずつ紹介するよう求められた。

〔辻委員（こどもを守る課）〕

こどもを守る課は、いじめ防止等に係る組織として、本会議であるいじめ

問題対策連絡協議会の事務局を担当している。また、重大事態発生時にはいじめ問題再調査委員会を開催する。

次に、いじめの相談体制の整備として、臨床心理士を配置しているほか、子ども専用フリーダイヤルの設置等を行っている。

また、市ホームページに「いじめのサイン『守ってあげたい』」を掲載している。このサービスは、ページ内の質問に答えることでいじめの兆候を発見し、相談窓口につなげることができるものである。

次に、いじめの相談体制の周知として市内小・中学校等へ夏季休業明けにいじめ相談リーフレット及び「いじめのサイン」利用啓発カードを配布し、いじめ相談窓口の更なる周知を図っている。

最後に、いじめ防止等の啓発活動として、毎年11月に「みんなで守ろう子どもの笑顔」をスローガンに市内4駅周辺にて街頭啓発活動を行い、いじめは人権侵害であることを市民に広く周知している。

〔中坊委員（大阪法務局人権擁護部）〕

大阪法務局人権擁護部は、いじめの相談体制の整備・周知として、電話で相談を行う「子どもの人権110番」を行っており、全国で年間23,000件の相談を受け付けている。そのうち、3,000件はいじめの相談である。また、大阪府下では年間2,100件の相談を受け付けており、そのうち1割にあたる210件がいじめの相談である。これらの相談は保護者から行われることが多い傾向にある。

次に、手紙で相談を受け付ける「子どもの人権SOSミニレター」を配布しており、これは子どもからの相談が多い傾向にある。また、子どもの人権SOS-eメールにて、インターネットでの相談を受け付ける取組を行っている。

最後に、いじめをはじめ、人権尊重の意義を広く周知するためにさまざまな啓発活動を行っている。今後とも関係機関等の協力のもと、いじめの防止等に向け取り組んでいきたい。

〔西田委員（市立小学校）〕

市立小学校は、市立中学校と同じ取組が多いが、児童へのいじめアンケートの実施を行っており、いじめの早期発見に取り組んでいる。

次に、ケータイ・スマホの使い方講座を行い、ネットいじめの防止に取り

組んでいる。さらに、小中学校生活指導研究協議会におけるケータイ・スマホアンケートの実施を約 10 年前から実施しており、同じくネットいじめの防止に取り組んでいる。

次に、小学生サミットは、市立中学校が実施している中学生サミットとタイアップして実施しており、児童自身がいじめの防止活動に取り組んでいる。

〔羽根田委員（寝屋川地区人権擁護委員会）〕

寝屋川地区人権擁護委員会は、いじめの相談体制の整備・周知として、大阪法務局人権擁護部と協力して、先に紹介のあった「子どもの人権 SOS ミニレター」等の活動を行っている。

次に、いじめ防止等の啓発活動として、小・中学校の人権教室や、人権の花運動を行っている。

最後に、中学生人権作文コンテストでは、平成 28 年度大阪府下で 26,791 件の応募があった。そのうち寝屋川市からの応募は約 2,000 件であった。

〔五月女委員（寝屋川市社会福祉協議会）〕

寝屋川市社会福祉協議会は、いじめの相談体制の整備として、市内コミュニティセンター13 か所に「まちかど福祉相談所」を設置し、地域住民の様々な相談を受け付けている。現在まで、いじめの相談を受けた実績はないが、地域の子どもの地域で見守る場所として、利用してもらいたいと考えている。

〔遠藤委員（市教育研修センター）〕

教育研修センターは、いじめの相談体制の整備として、教育相談（さわやかライン）を行っており、臨床心理士が来所相談や電話相談の対応をしている。

また、子どもの専用フリーダイヤルにて電話相談を行っており、平成 27 年度からは携帯電話からも相談できるようになった。相談内容は、いじめに限ったことではなく、学校生活の相談等、広い範囲で受け付けている。

〔赤堀委員（青少年課）〕

青少年課は、はじめに、子どもへの暴力防止プログラム（CAP）を実施しており、これはいじめや虐待等、子どもへの理不尽な暴力等を、子ども自身の力で防止するための体験型の事業である。

また、子どもへの暴力防止プログラム（CAP）の内容を大人の方にも知って

もらうため、おとなの CAP を市内コミュニティセンター 6 か所で実施しており、身近な場所に学習機会を設けている。

〔山口委員（教育指導課）〕

教育指導課は、いじめ防止等に係る組織として、平成 28 年度からいじめ問題対策委員会を設置し、いじめの未然防止に向けた効果的な施策を講じ、重大事態発生時にはその対応にあたるようにしている。

次に、いじめの相談体制の整備・周知として、スクールカウンセラーを各中学校区に 1 名配置し、児童・生徒が気軽に相談できる第三者的な存在として対応している。

また、スクールソーシャルワーカーも配置しており、いじめの背景には家庭環境等の諸問題がある場合が多いため、福祉的アプローチを学校に取り入れ、様々な視点からいじめの解消に向け、関係機関との連携を密にし、対応している。

次に、教育相談活動（巡回参観）を小学校 1・3 年生の全クラスで行っており、児童への具体的な支援方法についてあらゆる助言を行っている。学校からの要請があれば、適宜、教育相談員の派遣も行っている。

最後に、小学校から中学校へのスムーズな進学ができるよう、ピアサポート事業（ハートプログラム）を実施しており、同じ中学校区の小学 6 年生が顔を合わせて取り組む小学校ハートプログラム、中学生が取り組む中学校ハートプログラムをそれぞれ行っている。

〔松本委員（大阪府寝屋川保健所）〕

大阪府寝屋川保健所は、いじめの相談体制の整備として、こころの健康相談を実施しており、18 歳以上が対象となるが、保護者からの相談を受け付けることができる。

〔笠谷委員（寝屋川市民生委員児童委員協議会）〕

民生児童委員協議会は、事業として実施しているものは少ないが、地域の子どもと接する機会が多くある。例えば、登下校の見守りをし、子どもの様子を日常的に確認したり、学校のイベント行事にも多く参加し、子どもと接する中で、随時子どもの様子を確認している。

また、各機関の啓発活動へも頻繁に参加している。

〔大森委員（市立中学校）〕

市立中学校は、先に紹介のあった市立小学校と同じように、さまざまな取組を行っている。

特に、中学生サミットは10年間実施しており、その中でいじめ撲滅劇等の取組を実施し続けている。今年7月21日に、SNSに係るいじめの内容で各中学校の生徒が集まり上演した。

いじめは学校外（塾等の習い事等）でも発生してきており、今後も各機関と連携・協力しながらいじめ防止等に向け取り組んでいきたい。

〔松本委員（大阪府寝屋川警察署）〕

寝屋川警察署は、いじめ防止等の啓発活動として、非行防止教室を実施しており、特に夏休み前には、各小・中学校でいじめが重大な人権侵害にあたり、また、違法行為であること等を児童・生徒に伝えている。

また、警察への相談の中にいじめが発生している事案があった場合には、学校と連携して対応を行っている。

最後に、いじめに係る組織として、月1回、学警連絡会を開催しており、各学校の生徒指導の教員や地域のボランティアの方々と情報提供を行っている。その中にいじめが発生している事案があった場合には、随時助言をしている。

〔福田委員（大阪府中央子ども家庭センター）〕

中央子ども家庭センターは、いじめに特化した体制はとっていないが、児童相談への対応を行っており、その中でいじめを受けた子どもの心のケアやいじめた子どもへの指導等にあたっている。相談対応にあたっては、その背景にある家庭環境等を考慮しながら個別に支援している。

また、子ども専用フリーダイヤルを設置しており、24時間子どもからの相談を受け付けている。資料には記載されていないが、児童相談所の全国共通ダイヤル「189」もあり、緊急の虐待通告等を受け付けている。

最後に、杉本会長より、各機関のいじめ防止等の取組について、今後も情報共有を行い、更なる連携を行っていくことを各委員に伝えられた。

(4) 寝屋川市いじめ防止基本方針の改定について

事務局（浅野）より、寝屋川市いじめ防止基本方針の改定について、資料 5-1・5-2・5-3に基づいて改定の趣旨、改定の内容の説明がなされた。

この説明を受け、以下のような質疑応答が行われた。

【質疑応答の概要】

〔五月女委員（寝屋川市社会福祉協議会）〕

寝屋川市いじめ防止基本方針の改定案にある「幼児期の教育」について、現在保育所・幼稚園等でいじめの防止等に向け、何か取り組んでいるのか。

〔事務局（津田）〕

保育所（園）・認定こども園・幼稚園の各教育要領及び保育指針に平成 29 年 3 月から就学前の道徳教育について示された。内容として、道徳規範意識の芽生えという記載があり、物事の良し悪しが判断できること、相手の立場に立つこと等が記載されている。また、3 歳以上の児童に対しては人間関係について記載されており、普段の生活の中で良好な人間関係を構築していくこととされている。

(5) いじめ防止・児童虐待防止の合同街頭啓発について

事務局（水谷）より、いじめ防止・児童虐待防止の街頭啓発について、平成 29 年 11 月 1 日午後 4 時から市内 4 駅（京阪寝屋川市駅、香里園駅、萱島駅、JR 東寝屋川駅）周辺で実施される旨説明がなされ、参加する関係機関等への協力を要請された。

(6) その他

事務局（浅野）より、次回のいじめ問題地策連絡協議会の会議開催は平成 30 年 2 月 7 日を予定している旨の説明がなされた。

杉本会長より、他の案件についての確認が行われたが、提案がなかったことから会議は終了し、散会となった。